

専利法 (wayback machine の証拠能力)

【書誌事項】

当事者：A 氏（上告人、原審参加人、無効審判請求人）、經濟部智慧財産局（上告人、原審被告）、vs B 氏（被上告人、原審原告、特許権者）

判断主体：最高行政法院

事件番号：105 年判字第 333 号民事判決

言渡し日：2016 年 6 月 24 日

事件の経過：上告棄却。

【判決概要】

Flash プラグインにより構築されたウェブページである場合、ウェイバックマシン (Wayback machine) で調べた過去のウェブページは、当該ウェブページの当時の資料を正確に反映することができない。

よって、無効審判請求人が、係争特許の技術特徴がすでに公開されていることを証明するために提出したウェブページは、確定できない事実であり、係争特許の内容が出願前に公開されていたことを証明するのに不十分である。

【事実関係】

上告人 A 氏は無効審判請求人であり、特許が無効であると主張し、無効審判を請求した。智慧財産局及び訴願はいずれも無効審判請求が成立すると認定した。特許権者は智慧財産法院に行政訴訟を提起し、特許が有効であるとの逆転判決が下された。A 氏はこれを不服として、上告を提起した。

【判決内容】

1. Flash プラグインにより構築されたウェブページである場合、ウェイバックマシン (Wayback machine) によって調べた過去のウェブページは、当該ウェブページの当時の資料を正確に反映することができない。よって、無効審判請求人が、係争特許の技術特徴がすでに公開されていることを証明するために提出したウェブページは、確定できない事実であり、係争特許の内容が出願前に公開されていたことを証明するのに不十分である。
2. しかしながら、Wayback machine は、ウェブブラウザ Firefox の拡張機能であり、ウェブページの検索ツールとしてウェブブラウザ Firefox と併せて使用することで、他のウェブブラウザ（例えば Internet Explorer や Chrome）よりもウェブページの本来の姿を再現することができる。原審は、この部分の疑義につき、その判断及び取捨の理由を詳しく述べたうえ、仮に証拠のウェブページと対比した場合も併せて説明している。よって、無効審判請求人による、原

判決が理由を説明しておらず、論述に誤りがあるとの主張は、採用することができない。

【専門家からのアドバイス】

1. 「Wayback machine」(「<http://www.archive.org/>」)とは、「インターネットアーカイブ」が運営している世界中のサイトのアーカイブが保存されているウェブサービスである。1996年から膨大な数のウェブデータが保存され、過去のデータを調べるのに便利なサービスである。
2. 本件は、ウェブページを証拠とすることができるか否かにつき、Wayback machine をインターネットでの情報公開時間を証明するための証拠とすることが認められているものの、証拠とすることができない場合も明示されている特別な判例であるため、参考として提供した。
3. 2014年版の専利審査基準 2-3-5 ないし 2-3-6 頁において、インターネットで情報を公開した時間を証明できる証拠として Wayback Machine が例示されているものの、「特定の相反する指示がある場合を除き、当該時間が真正であると推定する。情報の内容に変更があった場合、その変更履歴の内容及び時間が確認できれば、当該変更時間を公開日とし、さもないと最後に変更した時間を公開日としなければならない」と明記されている。最高行政法院は智慧財産法院の認定と同じく、形式上その証拠能力を否認し、また仮に証拠能力があったとして実質的に審査しても進歩性がないと認定し、智慧財産法院の判決を維持し、無効審判請求人の上告を棄却した。
4. 注意すべきなのは、智慧財産法院が法廷でウェブブラウザ Firefox を使用して検証したことから、今後、ウェブページを証拠として引用する場合、Wayback machine で引用しようとするウェブページを確認するだけでなく、前もってウェブブラウザ Firefox で確認し、ウェブページに Flash プラグインが使用されているかについて留意するようおすすめする。さもないと、裁判所により、引用しようとするウェブページに証拠能力がなく、技術の公開日を証明するに足りないと認定されるおそれがある。